

2 監視指導

令和5年度の監視指導の状況は、監視総件数41,204件、実施率79.3％であり、内訳は、旧食品衛生法に基づく営業許可を要する施設が9,820件、改正食品衛生法に基づく営業許可を要する施設が16,115件、改正食品衛生法に基づく届出を要する施設が13,728件、旧食品衛生に関する条例に基づく許可（認定）を要する施設が1,541件であった。

(1) 年度別監視指導状況

区分	年度	総 数				県立保健所				政令市保健所			
		施設数	目標監視件数	監視件数	監視率	施設数	目標監視件数	監視件数	監視率	施設数	目標監視件数	監視件数	監視率
合 計	R5	72,059	51,935	41,204	79.3%	34,906	18,435	17,055	92.5%	37,153	33,500	24,149	72.1%
	R4	60,317	52,678	34,617	65.7%	20,726	17,478	14,332	82.0%	39,591	35,200	20,285	57.6%
	R3	50,447	53,635	37,185	69.3%	17,309	18,435	14,672	79.6%	33,138	35,200	22,513	64.0%
	R2	80,657	63,156	54,395	86.1%	29,681	22,956	23,506	102.4%	50,976	40,200	30,889	76.8%
	R元	81,032	63,482	62,560	98.5%	30,056	22,802	24,149	105.9%	50,976	40,680	38,411	94.4%
許可を 要する 施設 (旧法) ※1	R5	23,740	—	9,820	—	8,006	—	3,910	—	15,734	—	5,910	—
	R4	33,276	—	10,681	—	10,644	—	4,755	—	22,632	—	5,926	—
	R3	44,824	—	14,537	—	15,025	—	6,589	—	29,799	—	7,948	—
	R2	50,426	—	33,300	—	17,038	—	12,671	—	33,388	—	20,629	—
	R元	50,632	—	36,539	—	17,244	—	12,855	—	33,388	—	23,684	—
許可を要す る施設（新 法）※2	R5	13,901	—	16,115	—	4,866	—	4,910	—	9,035	—	11,205	—
	R4	6,624	—	11,631	—	2,300	—	3,435	—	4,324	—	8,196	—
	R3	—	—	7,542	—	—	—	2,055	—	—	—	5,487	—
届出を 要する 施設 ※3	R5	32,258	—	13,728	—	21,401	—	7,832	—	10,857	—	5,896	—
	R4	17,254	—	10,274	—	6,699	—	5,335	—	10,555	—	4,939	—
	R3	—	—	12,032	—	—	—	4,639	—	—	—	7,393	—
	R2	30,231	—	21,095	—	12,643	—	10,835	—	17,588	—	10,260	—
	R元	30,400	—	26,021	—	12,812	—	11,294	—	17,588	—	14,727	—
旧条例関係 ※4	R5	2,160	—	1,541	—	633	—	403	—	1,527	—	1,138	—
	R4	3,163	—	2,031	—	1,083	—	807	—	2,080	—	1,224	—
	R3	5,623	—	3,074	—	2,284	—	1,389	—	3,339	—	1,685	—

（注） 施設数は、令和5年3月末現在。

※1 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設

※2 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設

※3 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設（R元～R2は旧食品衛生法に基づく許可を要しない施設）

※4 旧食品衛生に関する条例に基づく許可（認定）を要する施設

(2) 業種別監視指導状況

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

業 種		県 合 計		県 立 計		政 令 市 計	
		営業施設数	監視件数	営業施設数	監視件数	営業施設数	監視件数
飲食店営業	一 般 食 堂 ・ レ ス ト ラ ン 等	11,873	3,100	2,709	846	9,164	2,254
	仕 出 し 屋 ・ 弁 当 屋	3,087	1,626	985	542	2,102	1,084
	旅 館	370	201	198	145	172	56
	そ の 他	2,533	598	1,383	389	1,150	209
菓 子 （ パ ン を 含 む 。 ） 製 造 業		1,526	879	643	439	883	440
乳 処 理 業		4	25	3	23	1	2
特 別 牛 乳 さ く 取 処 理 業							
乳 製 品 製 造 業		28	48	11	30	17	18
集 乳 業		1		1			
魚 介 類 販 売 業		1,058	1,264	515	395	543	869
魚 介 類 せ り 売 営 業		10	22	9	10	1	12
魚 肉 ね り 製 品 製 造 業		24	41	4	11	20	30
食 品 の 冷 凍 又 は 冷 蔵 業		168	114	65	71	103	43
か ん 詰 又 は ひ ん 詰 食 品 製 造 業 （ 上 記 及 び 下 記 以 外 ）		35	34	22	28	13	6
喫 茶 店 営 業		1,138	292	670	166	468	126
あ ん 類 製 造 業		17	21	5	7	12	14
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		34	40	13	29	21	11
食 肉 処 理 業		119	91	30	38	89	53
食 肉 販 売 業		538	559	167	304	371	255
食 肉 製 品 製 造 業		33	57	15	32	18	25
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		4	3	1	1	3	2
食 用 油 脂 製 造 業		15	3	10	3	5	
マ ー ガ リ ン 又 は シ ョ ー ト ニ ン グ 製 造 業		1	3	1	3		
み そ 製 造 業		64	34	50	22	14	12
醬 油 製 造 業		45	58	26	29	19	29
ソ ー ス 類 製 造 業		21	17	10	3	11	14
酒 類 製 造 業		46	20	33	20	13	
豆 腐 製 造 業		34	25	26	17	8	8
納 豆 製 造 業		2		1		1	
め ん 類 製 造 業		75	69	37	35	38	34
そ う ざ い 製 造 業		716	461	309	190	407	271
添加物（法13条第1項の規定により規格が定められたもののに限る。）製造業		41	18	18	10	23	8
食 品 の 放 射 線 照 射 業							
清 涼 飲 料 水 製 造 業		53	89	27	64	26	25
氷 雪 製 造 業		27	8	9	8	18	
計 (1)		23,740	9,820	8,006	3,910	15,734	5,910

（注） 施設数は、令和5年3月末現在。

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設に対する監視指導状況

業 種	県 合 計		県 立 計		政 令 市 計	
	営業施設数	監視件数	営業施設数	監視件数	営業施設数	監視件数
飲 食 店 営 業	9,997	8,931	3,213	2,100	6,784	6,831
調 理 の 機 能 を 有 す る 自 動 販 売 機	152	82	51	26	101	56
食 肉 販 売 業	307	559	123	257	184	302
魚 介 類 販 売 業	618	2,291	304	1,010	314	1,281
魚 介 類 競 り 売 り 営 業	6	72	1	2	5	70
集 乳 業						
乳 処 理 業	4	24	3	21	1	3
特 別 牛 乳 搾 取 処 理 業						
食 肉 処 理 業	75	110	23	45	52	65
食 品 の 放 射 線 照 射 業						
菓 子 製 造 業	1,236	1,457	530	554	706	903
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	45	72	24	50	21	22
乳 製 品 製 造 業	11	44	4	21	7	23
清 涼 飲 料 水 製 造 業	32	72	17	45	15	27
食 肉 製 品 製 造 業	14	55	3	24	11	31
水 産 製 品 製 造 業	192	861	67	213	125	648
氷 雪 製 造 業	5	33	1		4	33
液 卵 製 造 業	3	7	1		2	7
食 用 油 脂 製 造 業	9	16	3	4	6	12
み そ 又 は し ょ う ゆ 製 造 業	37	33	26	25	11	8
酒 類 製 造 業	53	38	31	27	22	11
豆 腐 製 造 業	32	35	19	26	13	9
納 豆 製 造 業						
麺 類 製 造 業	66	71	24	35	42	36
そ う ざ い 製 造 業	743	794	286	263	457	531
複 合 型 そ う ざ い 製 造 業	18	68	10	33	8	35
冷 凍 食 品 製 造 業	41	34	4	8	37	26
複 合 型 冷 凍 食 品 製 造 業	5	29	4	26	1	3
漬 物 製 造 業	87	117	58	58	29	59
密 封 包 装 食 品 製 造 業	49	77	20	29	29	48
食 品 の 小 分 け 業	44	80	13	5	31	75
添 加 物 製 造 業	20	53	3	3	17	50
計 (1)	13,901	16,115	4,866	4,910	9,035	11,205

(注) 施設数は、令和5年3月末現在。

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設に対する監視指導状況

業 種		県 合 計		県 立 計		政 令 市 計	
		営業施設数	監視件数	営業施設数	監視件数	営業施設数	監視件数
旧許可業種であった営業	魚 介 類 販 売 業 （包装済みの魚介類のみの販売）	1,138	1,069	474	622	664	447
	食 肉 販 売 業 （包装済みの食肉のみの販売）	1,575	929	802	659	773	270
	乳 類 販 売 業	3,022	1,494	1,327	999	1,695	495
	氷 雪 販 売 業	113	167	100	166	13	1
	コ ッ プ 式 自 動 販 売 機 （ 自 動 洗 浄 ・ 屋 内 設 置 ）	2,219	592	533	146	1,686	446
販 売 業	弁 当 販 売 業	295	835	252	797	43	38
	野 菜 果 物 販 売 業	801	1,603	474	915	327	688
	米 穀 類 販 売 業	292	596	252	589	40	7
	通信販売・訪問販売による販売業	123	22	76	10	47	12
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア	1,191	397	402	215	789	182
	百 貨 店 、 総 合 ス ー パ ー	636	1,298	245	733	391	565
	自 動 販 売 機 に よ る 販 売 業 （コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	978	250	294	112	684	138
	そ の 他 の 食 料 ・ 飲 料 販 売 業	3,154	2,567	1,357	1,128	1,797	1,439
製 造 ・ 加 工 業	添 加 物 製 造 ・ 加 工 業 （法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	20	5	11	1	9	4
	いわゆる健康食品の製造・加工業	15		9		6	
	コ ー ヒ ー 製 造 ・ 加 工 業 （ 飲 料 の 製 造 を 除 く 。 ）	185	48	71	14	114	34
	農産保存食料品製造・加工業	10,803	124	10,600	61	203	63
	調 味 料 製 造 ・ 加 工 業	161	80	54	10	107	70
	糖 類 製 造 ・ 加 工 業	15		14		1	
	精 穀 ・ 製 粉 業	98	17	77	13	21	4
	製 茶 業	188	15	165	8	23	7
	海 藻 製 造 ・ 加 工 業	59	54	18	11	41	43
	卵 選 別 包 装 業	91	8	83	5	8	3
	その他の食料品製造・加工業	683	375	340	96	343	279
い（上記以外のもの で改正後の法第68条3項にお いて準用されるものを含む）	行 商	234	10	144	3	90	7
	集 団 給 食 施 設	1,242	564	358	267	884	297
	器 具 、 容 器 包 装 の 製 造 ・ 加 工 業 （合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	81	4	29	3	52	1
	露店、仮説店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	9	419	9	67		352
	そ の 他	2,837	186	2,831	182	6	4
計 （2）		32,258	13,728	21,401	7,832	10,857	5,896

（注） 施設数は、令和5年3月末現在。

工 旧条例関係施設に対する監視指導状況

業種名 保健所、支所名	県 合 計		県 立 計		政 令 市 計	
	営業施設数	監視件数	営業施設数	監視件数	営業施設数	監視件数
加 工 水 産 物 販 売 業	1,732	868	480	100	1,252	768
加 工 水 産 物 製 造 業	234	268	70	56	164	212
魚 介 類 等 行 商 業	52	0	7		45	
か き 作 業 場 1 類	117	354	61	210	56	144
か き 作 業 場 2 類	25	51	15	37	10	14
計	2,160	1,541	633	403	1,527	1,138

㊦ (注) 施設数は、令和5年3月末現在

(3) 保健所、支所別監視指導状況

保健所・支所	総 計				許可を要する施設 (旧法)		許可を要する施設 (新法)		届出を要する施設 (新法)		旧条例関係	
	施設数	目標監視件数	監視件数	実施率	施設数	監視件数	施設数	監視件数	施設数	監視件数	施設数	監視件数
総 計	72,059	51,935	41,204	79.3%	23,740	9,820	13,901	16,115	32,258	13,728	2,160	1,541
県 立 計	34,906	18,435	17,055	92.5%	8,006	3,910	4,866	4,910	21,401	7,832	633	403
西部	2,942	2,496	3,127	125.3%	812	780	940	1,026	1,081	1,215	109	106
広島	3,096	2,224	2,300	103.4%	1,311	223	720	750	997	1,262	68	65
呉	652	865	967	111.8%	242	129	169	367	168	365	73	106
西部東	3,879	3,176	2,522	79.4%	1,618	346	1,011	1,182	1,133	961	117	33
東部	19,857	5,469	4,815	88.0%	2,549	1,650	1,286	906	15,821	2,183	201	76
福山	1,615	1,284	1,125	87.6%	477	302	223	174	905	647	10	2
北部	2,865	2,921	2,199	75.3%	997	480	517	505	1,296	1,199	55	15
政 令 市 計	37,153	33,500	24,149	72.1%	15,734	5,910	9,035	11,205	10,857	5,896	1,527	1,138
広 島 市	23,516	22,000	14,904	67.7%	10,473	4,054	5,908	7,422	6,303	2,741	832	687
呉 市	4,263	4,000	3,010	75.3%	1,702	409	960	1,429	1,377	1,009	224	163
福 山 市	9,374	7,500	6,235	83.1%	3,559	1,447	2,167	2,354	3,177	2,146	471	288

(注) 施設数は、令和5年3月末現在。

(4) 保健所、支所別業種別食品営業施設数

ア 旧食品衛生法に基づく許可を要する施設

業種名		保健所、支所名		西部	広島	呉	西部東	東部	福山	北部	県立計	広島市	呉市	福山市	政令市計	県計
総合計（①+②+③+④）				2,942	3,126	641	3,715	6,937	1,677	3,073	22,111	24,295	4,117	9,439	37,851	59,962
飲食店営業	一般食堂・レストラン等			352	297	49	435	652	95	235	2,115	5,046	573	997	6,616	8,731
	仕出し屋・弁当屋			17	130	24	207	285	67	131	861	917	129	408	1,454	2,315
	旅館			32	22	4	19	24	4	23	128	69	28	45	142	270
	その他			187	154	37	128	219	54	102	881	79	115	631	825	1,706
菓子（パンを含む。）製造業				78	78	11	89	146	32	76	510	403	80	178	661	1,171
乳処理業				1					1	1	3	1			1	4
特別牛乳さく取処理業																
乳製品製造業				1	1		1	2	1	4	10	6		3	9	19
集乳業										1	1					1
魚介類販売業				33	55	28	81	106	26	56	385	186	111	93	390	775
魚介類せり売営業				1			2	2		1	6					6
魚肉ねり製品製造業							2	1			3	7	5	6	18	21
食品の冷凍又は冷蔵業				14	5	6	11	12	2	2	52	45	3	9	57	109
かん詰又はびん詰食品製造業（上記及び下記以外）				5			3	4	1	4	17	6		2	8	25
喫茶店営業				19	154	1	127	126	28	48	503	140	83	89	312	815
あん類製造業				3	1			1			5	4	1	6	11	16
アイスクリーム類製造業				2				2	1	5	10	9	2	4	15	25
食肉処理業				2	7		5	2	1	5	22	53	16	6	75	97
食肉販売業				23	25	5	26	33	11	18	141	135	81	47	263	404
食肉製品製造業				1	1		1	5	1	2	11	3	2	5	10	21
乳酸菌飲料製造業												1		2	3	3
食用油脂製造業						4		1		2	7	2		1	3	10
マーガリン又はショートニング製造業							1				1					1
みそ製造業				2	4	3	6	5	8	10	38	6	4	1	11	49
醤油製造業				3	2	1	7	3	1	7	24	5	7	5	17	41
ソース類製造業					3		1	3	2	1	10	2		4	6	16
酒類製造業					7	2	11	5	1	3	29	4	4	2	10	39
豆腐製造業					4	1	7	4	2	4	22	1	3	4	8	30
納豆製造業										1	1	1			1	2
めん類製造業				1	3	2	2	14	1	10	33	16	5	15	36	69
そうざい製造業				30	29	8	44	66	24	42	243	184	30	102	316	559
添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る。）製造業				2	2		1	4	2	3	14	2	2	8	12	26
食品の放射線照射業																
清涼飲料水製造業				2	2	1	2	11	2	1	21	6	6	8	20	41
氷雪製造業				1	1	1		2			5	1	3	1	5	10
計 ①				812	987	188	1,219	1,740	368	798	6,112	7,340	1,293	2,682	11,315	17,427

（注） 施設数は、令和6年3月末現在

イ 改正食品衛生法に基づく許可を要する施設

業種名	保健所、支所		西部	広島	呉	西部東	東部	福山	北部	県立計	広島市	呉市	福山市	政令市計	県計
飲食店営業			622	716	104	931	1,259	196	464	4,292	6,742	914	2,201	9,857	14,149
調理の機能を有する自動販売機			8	7		15	28	5	7	70	72	15	36	123	193
食肉販売業			17	22	6	40	38	9	22	154	129	27	91	247	401
魚介類販売業			101	45	64	60	57	15	23	365	242	93	87	422	787
魚介類競り売り営業						1	1			2	2	2	2	6	8
集乳業															
乳処理業				1		1	1			3	1			1	4
特別牛乳搾取処理業															
食肉処理業			1	9	2	4	7	3	5	31	55	3	8	66	97
食品の放射線照射業															
菓子製造業			94	107	11	160	236	40	93	741	608	112	289	1,009	1,750
アイスクリーム類製造業			4	5	3	5	8	1	3	29	19	1	8	28	57
乳製品製造業			1			2	2			5	5		9	14	19
清涼飲料水製造業			1	2	1	11	7		5	27	4	3	11	18	45
食肉製品製造業						1	3		5	9	6	2	7	15	24
水産製品製造業			11	10	21	18	26	2	5	93	85	47	49	181	274
氷雪製造業					1					1	2		3	5	6
液卵製造業				1						1	1		2	3	4
食用油脂製造業					1	2	1	1	1	6	8	2	1	11	17
みそ又はしょうゆ製造業			2	4	4	13	3	1	9	36	3	4	3	10	46
酒類製造業			2	4	1	13	6	1	9	36	14	5	8	27	63
豆腐製造業			1	2		4	9		4	20	5	4	4	13	33
納豆製造業															
麺類製造業			1	6	1	4	7	2	10	31	31	7	15	53	84
そうざい製造業			49	43	6	93	109	31	66	397	409	50	147	606	1,003
複合型そうざい製造業			5			5	1	1		12	10		5	15	27
冷凍食品製造業				1		1	3	2		7	2	1	40	43	50
複合型冷凍食品製造業						1	7	1		9			1	1	10
漬物製造業			16	16	3	19	15	17	15	101	39	3	15	57	158
密封包装食品製造業			2	3		20	4	1		30	16	11	13	40	70
食品の小分け業			2		2	4	8		1	17	28	11	12	51	68
添加物製造業							5		2	7	8	1	21	30	37
計 ②			940	1,004	231	1,428	1,851	329	749	6,532	8,546	1,318	3,088	12,952	19,484

（注） 施設数は、令和6年3月末現在

ウ 改正食品衛生法に基づく届出を要する施設

業種名		保健所、支所名			西部	広島	呉	西部東	東部	福山	北部	県立計	広島市	呉市	福山市	政令市計	県計
旧許可業種であつた営業	魚介類販売業 （包装済みの魚介類のみの販売）	91	16	18	16	213	57	107	518	606	9	261	876	1,394			
	食肉販売業 （包装済みの食肉のみの販売）	101	54	19	14	291	88	143	710	666	14	347	1,027	1,737			
	乳類販売業	165	124	25	58	476	122	212	1,182	1,169	159	676	2,004	3,186			
	氷雪販売業		1		1	88	28	14	132	11	1	4	16	148			
	コップ式自動販売機 （自動洗浄・屋内設置）	174	108	6	55	156	21	33	553	1,156	102	409	1,667	2,220			
販売業	弁当販売業	1	10	3	4	161	61	71	311	38	3	8	49	360			
	野菜果物販売業	20	36	2	30	249	86	127	550	209	54	99	362	912			
	米穀類販売業	3	17	1	9	148	70	49	297	19	5	19	43	340			
	通信販売・訪問販売による販売業	7	7		4	55	7	6	86	32	5	13	50	136			
	コンビニエンスストア	50	75	32	91	129	25	57	459	613	76	146	835	1,294			
	百貨店、総合スーパー	32	40	5	45	55	41	35	253	266	37	106	409	662			
	自動販売機による販売業 （コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	24	59	6	83	97	25	26	320	476	68	173	717	1,037			
	その他の食料・飲料販売業	217	203	20	233	525	154	186	1,538	1,258	364	411	2,033	3,571			
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	1	1	1	1	6	1		11	3	3	4	10	21			
	いわゆる健康食品の製造・加工業		4			6			10	7		2	9	19			
	コーヒー製造・加工業 （飲料の製造を除く。）	9	17	2	24	34	5	9	100	115	21	50	186	286			
	農産保存食料品製造・加工業	55	79	9	59	139	25	92	458	159	39	91	289	747			
	調味料製造・加工業	4	23	5	9	57	5	20	123	78	17	43	138	261			
	糖類製造・加工業					1			1			1	1	2			
	精穀・製粉業	1	19		9	18	12	35	94	11	5	9	25	119			
	製茶業	1	42	5	11	24	27	70	180	32	4	6	42	222			
	海藻製造・加工業	2	6	4	1	27			40	32	14	8	54	94			
	卵選別包装業		3	2	4	8	1	7	25	2		7	9	34			
	その他の食料品製造・加工業	29	63	3	97	94	91	99	476	195	121	102	418	894			
（上記以外のもの において改正後の 法第68条3を含む。）	行商	1	5	7	4	5	1		23	16	50	28	94	117			
	集団給食施設	74	71	8	94	141	18	90	496	563	183	258	1,004	1,500			
	器具、容器包装の製造・加工業 （合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	8	6		10	3	1	1	29	24	4	28	56	85			
	露店、仮説店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	1				3		1	5	4	2		6	11			
	その他	10	1		18	10			39	40	1		41	80			
計 ③		1,081	1,090	183	984	3,219	972	1,490	9,019	7,800	1,361	3,309	12,470	21,489			

（注） 施設数は、令和6年3月末現在

工 旧条例関係施設

業種名 保健所、支所名	西部	広島	呉	西部東	東部	福山	北部	県立計	広島市	呉市	福山市	政令市計	県計
加工水産物販売業	80	41	16	75	107	6	33	358	547	72	315	934	1,292
加工水産物製造業	6	4	6	3	17	2	3	41	46	44	25	115	156
魚介類等行商業	1				3			4	1	13	15	29	33
かき作業場1類	20		13	6				39	12	15	4	31	70
かき作業場2類	2		4					6	3	1	1	5	11
計 ④	109	45	39	84	127	8	36	448	609	145	360	1,114	1,562

(注) 施設数は、令和6年3月末現在

(5) 夏期食品一斉監視結果について

ア 実施期間

令和5年7月1日（土） ～ 令和5年8月31日（木）

イ 実施機関

広島県（広島市、呉市及び福山市を除く。）

ウ 重点監視対象施設

（ア）食中毒の原因施設となる頻度が高い施設

- a 生又は加熱不十分な鶏肉（内臓を含む。）を提供している施設
- b 鶏肉を飲食店営業者に販売する施設（食鳥処理業者、卸売業者等）
- c 野生鳥獣肉（ジビエ）の取扱施設
- d 大量調理施設（弁当店、仕出し店、旅館、学校、病院等）
- e 乳を処理する施設
- f 魚介類を処理若しくは販売又は魚介類を原材料とした製品を製造若しくは加工する施設

エ 実施結果

（ア）食品衛生に関する監視指導（立入件数：3,188件、不適件数：64件（2.0%））

a 要許可施設

主な業種	立 入 件 数		不 適 件 数		不 適 内 容			
		（割合）		（不適率）	施設基準	公衆衛生上必要な措置の基準	製造基準等	その他
飲食店営業	718	(49.4)	35	(4.9)	17	24	0	5
菓子製造業	181	(12.5)	7	(3.9)	1	6	0	0
魚介類販売業	158	(10.9)	4	(2.5)	0	4	0	0
食肉販売業	144	(9.9)	2	(1.4)	0	2	0	0
豆腐製造業	15	(1.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
麺類製造業	33	(2.3)	0	(0.0)	0	0	0	0
そうざい製造業	80	(5.5)	3	(3.8)	1	2	0	0
その他	124	(8.5)	3	(2.4)	2	1	0	0
計	1453	(100.0)	54	(3.7)	21	39	0	5

b 食肉衛生重点指導（a再掲含む）

主な業種	施設数	立 入 件 数		不 適 件 数		不 適 内 容			
			（割合）		（不適率）	施設基準	公衆衛生上必要な措置の基準	製造基準等	その他
と畜場	0	—		—		0	0	0	0
食鳥処理場	9	88	(33.6)	0	(0.0)	0	0	0	0
飲食店営業 （焼肉専門店）	128	14	(5.3)	0	(0.0)	0	0	0	0
食肉処理業	44	16	(6.1)	0	(0.0)	0	0	0	0
食肉販売業	262	144	(55.0)	2	(1.4)	0	2	0	0
計	443	262	(100.0)	2	(0.8)	0	2	0	0

ｃ 届出を要する施設及び経過措置に係る営業施設

主な業種	立 入 件 数		不 適 件 数		不 適 内 容		
		(割合)		(不適率)	設備の不備	公衆衛生上必要な措置の基準	その他
給 食 施 設	75	(4.6)	0	(0.0)	0	0	0
食 品 製 造 業	65	(3.9)	0	(0.0)	0	0	0
食 品 販 売 業	1506	(91.4)	10	(0.7)	0	10	0
そ の 他	1	(0.1)	0	(0.0)	0	0	0
計	1647	(100.0)	10	(0.6)	0	10	0

(イ) 食品表示に関する監視指導（立入件数:1,643 件、不適件数:46 件（2.8%））

ａ 要許可施設

主な業種	立 入 件 数		不 適 件 数		不 適 内 容			
		(割合)		(不適率)	衛生事項	保健事項	品質事項	その他
飲食店営業	168	(26.1)	6	(3.6)	5	0	1	0
菓子製造業	125	(19.3)	3	(2.4)	3	0	0	0
魚介類販売業	99	(15.3)	4	(4.0)	3	0	0	1
食肉販売業	95	(14.7)	0	(0.0)	0	0	0	0
豆腐製造業	10	(1.5)	0	(0.0)	0	0	0	0
麺類製造業	26	(4.0)	2	(7.7)	2	0	0	0
そうざい製造業	61	(9.4)	5	(8.2)	5	0	0	0
その他	63	(9.7)	7	(11.1)	7	0	0	0
計	647	(100.0)	27	(4.2)	25	0	1	1

ｂ 届出を要する施設及び経過措置に係る営業施設

主な業種	立 入 件 数		不 適 件 数		不 適 内 容			
		(割合)		(不適率)	衛生事項	保健事項	品質事項	その他
給 食 施 設	0	(0.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
食 品 製 造 業	38	(3.8)	4	(10.5)	4	0	0	0
食 品 販 売 業	958	(96.2)	15	(1.6)	13	1	1	0
そ の 他	0	(0.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
計	996	(100.0)	19	(1.9)	17	1	1	0

(ウ) 食品・食品添加物等の検査及び収去試験（検査件数：408 件、不適件数：0件）

食品等	検 査 件 数		不 適 件 数		不 適 内 容			
		(割合)		(不適率)	不衛生	規格基準等	食品表示	その他
魚介類及び その加工品	28	(6.9)	0	(0.0)	0	0	0	0
食肉、食肉製品及び 食肉加工品	8	(2.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
乳、乳製品及び 乳類加工品	4	(1.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
卵及び その加工品	0	(0.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
めん類	26	(6.4)	0	(0.0)	0	0	0	0
菓子類	15	(3.7)	0	(0.0)	0	0	0	0
穀類加工品	7	(1.7)	0	(0.0)	0	0	0	0
野菜・果物及びその加工品	92	(22.5)	0	(0.0)	0	0	0	0
そうざい及び その半製品	153	(37.4)	0	(0.0)	0	0	0	0
その他	75	(18.4)	0	(0.0)	0	0	0	0
計	408	(100.0)	0	(0.0)	0	0	0	0

(6) 食品等の年末一斉監視結果について

ア 実施期間

令和5年12月1日（金）～令和5年12月31日（日）

イ 実施機関

広島県（広島市、呉市及び福山市を除く。）

ウ 重点監視対象施設

（ア）食中毒の発生防止に特に留意が必要となる施設

a 大量調理施設（弁当屋、仕出し屋、旅館、学校、病院等）等

b 食肉等を取り扱う施設

（a）牛の食肉（内臓を除く）

（b）生食用の馬肉及び馬肝臓

（c）牛の肝臓及び豚の食肉（内臓を含む）

（d）内臓（生食用の馬肝臓を除く）

（e）挽肉調整品及び結着等の加工処理を行った食肉

c 鶏肉を飲食店営業者に販売する施設（食鳥処理業者、卸売業者等）

d 野生鳥獣肉（ジビエ）の取扱施設

e 魚介類及びその加工品を製造、処理及び販売する施設

（a）かきを取り扱う施設

（b）ふぐを取り扱う施設

（c）その他魚介類を取り扱う施設

エ 実施結果

（ア）食品衛生に関する監視指導（立入件数：2,912件、不適件数：47件（1.6%））

a 要許可施設

主な業種	立 入 件 数		不 適 件 数		不 適 内 容			
		（割合）		（不適率）	設備基準	公衆衛生上 必要な措置 の基準	製造 基準等	その他
飲食店営業	545	(45.1)	26	(4.8)	19	14	0	0
菓子製造業	142	(11.7)	4	(2.8)	1	3	0	0
魚介類販売業	243	(20.0)	2	(0.8)	1	1	0	0
食肉販売業	112	(9.2)	1	(0.9)	1	0	0	0
豆腐製造業	1	(0.1)	0	(0.0)	0	0	0	0
麺類製造業	6	(0.5)	0	(0.0)	0	0	0	0
そうざい製造業	43	(3.5)	2	(4.7)	0	2	0	0
その他	120	(9.9)	0	(0.0)	0	0	0	0
計	1,212	(100.0)	35	(2.9)	22	20	0	0

ｂ 食肉衛生重点指導（ａ再掲含む）

主な業種	施設数	立入件数		不適件数		不適内容			
			(割合)		(不適率)	施設基準	公衆衛生上必要な措置の基準	製造基準等	その他
と畜場	0	—		—		0	0	0	0
食鳥処理場	9	50	(27.6)	0	(0.0)	0	0	0	0
飲食店営業 (焼肉専門店)	111	10	(5.5)	2	(20.0)	2	2	0	0
食肉処理業	43	9	(5.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
食肉販売業	269	112	(61.9)	1	(0.9)	1	0	0	0
計	432	181	(100.0)	3	(1.7)	3	2	0	0

ｃ 届出を要する施設及び経過措置に係る営業施設

主な業種	立入件数		不適件数		不適内容		
		(割合)		(不適率)	設備の不備	公衆衛生上必要な措置の基準	その他
給食施設	43	(2.6)	3	(7.0)	0	3	0
食品製造業	48	(2.9)	0	(0.0)	0	0	0
食品販売業	1,558	(94.4)	9	(0.6)	0	8	1
その他	1	(0.1)	0	(0.0)	0	0	0
計	1,650	(100.0)	12	(0.7)	0	11	1

(イ) 食品表示に関する監視指導（立入件数:2,064 件、不適件数:49 件（2.4％））

ａ 要許可施設

主な業種	立入件数		不適件数		不適内容			
		(割合)		(不適率)	衛生事項	保健事項	品質事項	その他
飲食店営業	191	(28.2)	8	(4.2)	8	0	0	0
菓子製造業	116	(17.1)	7	(6.0)	7	0	0	0
魚介類販売業	173	(25.6)	7	(4.0)	7	0	0	0
食肉販売業	102	(15.1)	2	(2.0)	2	0	0	0
豆腐製造業	0	(0.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
麺類製造業	6	(0.9)	0	(0.0)	0	0	0	0
そうざい製造業	34	(5.0)	5	(14.7)	5	0	0	0
その他	55	(8.1)	1	(1.8)	0	1	0	0
計	677	(100.0)	30	(4.4)	29	1	0	0

ｂ 届出を要する施設及び経過措置に係る営業施設

主な業種	立入件数		不適件数		不適内容			
		(割合)		(不適率)	衛生事項	保健事項	品質事項	その他
給食施設	7	(0.5)	0	(0.0)	0	0	0	0
食品製造業	32	(2.3)	0	(0.0)	0	0	0	0
食品販売業	1348	(97.2)	19	(1.4)	17	0	0	2
その他	0	(0.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
計	1,387	(100.0)	19	(1.4)	17	0	0	2

(ウ) 食品・食品添加物等の検査及び収去試験（検査件数：249 件、不適件数：0 件）

食品等	検 査 件 数		不 適 件 数		不 適 内 容			
		(割合)		(不適率)	不衛生	規格基準等	食品表示	その他
魚介類及びその加工品	101	(40.7)	0	(0.0)	0	0	0	0
食肉、食肉製品及び食肉加工品	3	(1.2)	0	(0.0)	0	0	0	0
乳、乳製品及び乳類加工品	28	(11.2)	0	(0.0)	0	0	0	0
めん類	9	(3.6)	0	(0.0)	0	0	0	0
菓子類	23	(9.2)	0	(0.0)	0	0	0	0
穀類加工品	2	(0.8)	0	(0.0)	0	0	0	0
野菜・果物及びその加工品	10	(4.0)	0	(0.0)	0	0	0	0
そうざい及びその半製品	47	(18.9)	0	(0.0)	0	0	0	0
その他	26	(10.4)	0	(0.0)	0	0	0	0
計	249	(100.0)	0	(0.0)	0	0	0	0